

別表第1（事故等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 町が発注する工事等（以下「町発注工事等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかに故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 ロ 有資格業者名簿の登録後に町の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。 ハ 有資格業者名簿の登録後に有資格業者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。 ニ 有資格業者名簿の登録前に町の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。 ホ 有資格業者名簿の登録前に虚偽の記載事実について有資格業者から報告があり、過失が認められるとき。	12か月 9か月 6か月 3か月 1か月
1の2 町発注工事等の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札前の調査資料、低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の町への提出資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかに故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 ロ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 ハ 工事着手後に請負者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が特に大きいと認められるとき。 ニ 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、請負人の瑕疵が大きいと認められるとき。 ホ 工事着手前に虚偽の記載事実について請負者から報告があり、請負人の瑕疵が認められるとき。	12か月 9か月 6か月 3か月 1か月
(過失による粗雑工事) 2 町発注工事等の施工に当たり、	当該認定をし	(1) 故意に工事等を粗雑にしたと認め	24か月

<p>故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>た日から 1か月以上 24か月以内</p>	<p>られるとき。（※(1)については、要綱第4条第4項を適用） (2) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 イ 補修が不可能な場合（補修による初期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆への重大な損害（死亡者の発生、公衆への広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆へ影響が極めて大きいと認められるとき。 ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。 ハ 会計検査院の検査又は会計管理者の検査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき。 ニ 完成検査で不良工事として指摘され、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。 ホ 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責に帰すべき場合を除く）。  （※ 粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。）</p>	<p>12か月 9か月 6か月 3か月 1か月</p>
<p>3 町内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>	<p>イ 補修が不可能な場合又は公衆への重大な損害、若しくは影響を与える（死亡者の発生、公衆への広範な損害等）るなど、粗雑工事に起因する公衆へ影響が特に大きいと認められるとき。 ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。 ハ 会計検査院の検査又は事業を所管する検査機関等の検査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたと</p>	<p>6か月 4か月 3か月</p>

<p>(※「瑕疵が重大である」と認められる場合は原則としてイ、ロ、ハ、ニに該当する場合の他、粗雑工事を原因とし、建設業法に基づく監督処分がなされた場合についても該当する)</p>		<p>き。</p> <p>ニ 完成検査で不良工事として指摘され、発注者から瑕疵担保責任に基づく修補命令を受けたとき。</p> <p>(※ 粗雑工事が複数箇所を確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。)</p>	<p>1 か月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、町発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上</p> <p>8か月以内</p>	<p>イ 請負者の責に帰すべき事由により契約解除となったとき(不完全履行)。</p> <p>ロ 一括下請負(建設業法第22条第1項又は第2項違反)を行ったとき。</p> <p>ハ 変更、繰越等の手続きを行わない場合において正当な理由が無く工期内に工事が完成できないとき(履行遅滞)。</p> <p>ニ 監督・検査業務の執行を妨害したとき。</p> <p>ホ 工事等の施工管理等が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員もしくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>ヘ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告(事故報告等)の提出を怠ったとき。</p> <p>ト 現場代理人の常駐義務に違反したとき。</p> <p>チ 建設業許可、経営事項審査の有効期間が失効しているにもかかわらず、町工事を請け負ったとき。</p> <p>リ 前記へに掲げる場合の他契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の瑕疵、遅滞、未提出が認められ、発注者の指導にもかかわらず改善しないとき。</p>	<p>8 か月</p> <p>8 か月</p> <p>6 か月</p> <p>5 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 週間</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上</p>	<p>I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p>	

<p>を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>9か月以内</p>	<p>イ 死亡（複数）  ロ 死亡（1人）  ハ 負傷程度Ⅱ（全治3か月以上又は入院3か月以上の医師の診断。以下同じ。）  ニ 負傷程度Ⅰ（全治1か月以上3か月未満又は入院2か月以上3か月未満の医師の診断。以下同じ。）  ホ 物損程度Ⅱ（被害額が100万円以上の被害。以下同じ。）  へ 物損程度Ⅰ（被害額が50万円以上100万円未満の被害。以下同じ。）  （※イについては、要綱第4条第4項を適用）  Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。  イ 死亡（複数）  ロ 死亡（1人）  ハ 負傷程度Ⅱ  ニ 負傷程度Ⅰ  ホ 物損程度Ⅱ  へ 物損程度Ⅰ  Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。  イ 死亡（複数）  ロ 死亡（1人）  ハ 負傷程度Ⅱ  ニ 負傷程度Ⅰ  ホ 物損程度Ⅱ  へ 物損程度Ⅰ  （※ニ及びへについては、要綱第4条第3項を適用）</p>	<p>9か月  6か月  3か月  2か月  3か月  1か月2週間  6か月  3か月  2か月  1か月2週間  2か月  1か月  3か月  1か月2週間  1か月  3週間  1か月  2週間</p>
<p>6 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から  2週間以上  6か月以内</p>	<p>（1）国又は県発注工事において下記ⅠからⅢに該当したとき。  Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。  イ 死亡（複数）  ロ 死亡（1人）  ハ 負傷程度Ⅱ  ニ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>6か月  4か月  2か月  1か月2週間</p>

		ホ 物損程度Ⅱ	2か月
		へ 物損程度Ⅰ (※イ及びロについては、要綱第4条第4項を適用)	1か月
		Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
		イ 死亡(複数)	4か月
		ロ 死亡(1人)	2か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	1か月2週間
		ニ 負傷程度Ⅰ	1か月
		ホ 物損程度Ⅱ	1か月2週間
		へ 物損程度Ⅰ (※イについては、要綱第4条第4項を適用、へについては、同条第3項を適用)	3週間
		Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。	2週間
		イ 死亡(複数)	2か月
		ロ 死亡(1人)	1か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	3週間
		ニ 負傷程度Ⅰ	2週間
		ホ 物損程度Ⅱ	3週間
		へ 物損程度Ⅰ (※ハ、ニ及びホについては、要綱第4条第3項を適用)	文書注意
		(2)(1)以外の工事において当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	
		イ 死亡(複数)	4か月
		ロ 死亡(1人)	2か月
		ハ 負傷程度Ⅱ	1か月2週間
		ニ イからハ以外 (※イについては、要綱第4条第4項を適用)	1か月
		(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6か月以内	Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 イ 死亡(複数) ロ 死亡(1人)	6か月 4か月



		<p>(2) (1) 以外の工事において当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。</p> <p>イ 死亡（複数）</p> <p>ロ 死亡（1人）</p> <p>ハ 負傷程度Ⅱ</p> <p>ニ イからハ以外</p> <p>（※イについては、要綱第4条第4項を適用）</p>	<p>3か月</p> <p>1か月2週間</p> <p>1か月</p> <p>2週間</p>
--	--	---	--

別表第2 （贈賄及び不正行為等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
<p>（贈賄）</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18か月以上</p> <p>24か月以内</p>	<p>イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上</p> <p>24か月以内</p>	<p>（1）町発注工事等において、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>（2）町内において、業務に関し、独占禁</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p>

		<p>止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(3) 町外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p>	<p>2 1 か月</p> <p>1 5 か月</p> <p>1 8 か月</p> <p>1 2 か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 8 か月以上</p> <p>2 4 か月以内</p>	<p>(1) 町発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 町発注工事等以外（町内）の工事等において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 町発注工事等以外（町外）の工事等において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>2 4 か月</p> <p>2 1 か月</p> <p>1 8 か月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上</p> <p>1 2 か月以内</p>	<p>(1) 町発注工事において、建設業法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けたとき。</p>	<p>1 2 か月</p> <p>6 か月</p>

<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上</p> <p>12か月以内</p>	<p>ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p> <p>(2) 町内において、下記のイからニまでに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。</p> <p>ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。</p> <p>(3) 町外において、下記のイからロまでに該当したとき。</p> <p>イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受けたとき。</p> <p>(1) 町発注工事等に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホまでに該当したとき。</p> <p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p> <p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受</p>	<p>4か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>4か月</p>
---	--	---	--

<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団等との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 2 4 か月以内</p>	<p>けたとき。</p> <p>ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p> <p>(2) 町内において、下記のイからホまでに該当したとき。</p> <p>イ 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。</p> <p>ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。</p> <p>ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。</p> <p>(3) 町外において、廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>ハ 有資格業者等が、暴力団、暴力団関</p>	<p>3 か月</p> <p>6 か月</p> <p>4 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 4 か月</p> <p>1 8 か月</p> <p>1 8 か月</p>
---	---	--	---

		<p>係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたときと認められるとき。</p> <p>ニ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったときと認められるとき。</p> <p>ホ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したときと認められるとき。</p> <p>ヘ 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したときと認められるとき。</p> <p>ト 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したときと認められるとき。</p> <p>チ 有資格業者等が、暴力団等であるとして知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したときと認められるとき。</p> <p>リ 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヌ 上記を除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったときと認められるとき。</p> <p>ル 町工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、町への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>9か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場</p>	<p>当該認定をし</p>	<p>(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務</p>	<p>6か月</p>

<p>合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>た日から 1か月以上 24か月以内</p>	<p>当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 町発注工事等において、下記のイからワに該当し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 指名委員会の調査審議によって、談合等の不正行為があったと認められたとき。</p> <p>ロ 業務に関する法令違反により有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 労災かくしにより有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ニ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ホ 労災かくしにより監督官庁から行政指導等を受け、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ヘ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したとき。</p> <p>ト 非公表としている情報(指名業者名、予定価格、設計金額(内訳を含む。)、低入札価格調査基準価格など。契約後に公表するものにあつては開札終了時まで)を入手しようと職員に働きかけたとき。</p> <p>チ 談合等不正行為に関する指名委員会の調査審議に応じない等、不誠実な行為があったとき。</p> <p>リ 正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、若しくは有資格業者の過失により入札手続を大幅に遅延させ</p>	<p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p>
--	----------------------------------	--	---

	<p>る等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p> <p>ヌ 矢吹町元請、下請関係適正化指導要綱第12条の規定に基づく町からの指示を受けたにもかかわらず、その指示に従わない又は指示に対する措置の結果が適切でないとき。</p> <p>ル 低入札価格調査に関し、事情聴取に応じないとき、若しくは、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき。</p> <p>ヲ 参加資格制限期間中の有資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。</p> <p>ワ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第6号に該当したとき。</p> <p>（※イについては、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>(3) 町内において、業務に関する法令違反（法令違反の原因が工事事故である場合を除く。）により下記のイからニまでに該当し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 業務に関する法令違反により、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 労災かくしにより有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ハ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ニ 労災かくしにより監督官庁から行政指導等を受け、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認めら</p>	<p>2か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>
--	--	---

<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>	<p>れるとき。</p> <p>(1) 町内における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p> <p>(2) 町外における違反行為において下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。</p> <p>ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。</p>	<p>6か月 ～9か月</p> <p>3か月</p> <p>4か月</p> <p>1か月</p>
---	---------------------------------------	--	--

※ なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、工事等指名運営委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。